



不妊検査・不妊治療費の補助について

★検査や治療を開始する前に、**事前相談が必要になります。**

その際に、必要書類をお渡しします。

★**事前相談前に必ず限度額適用認定証の交付を受けてください。**

★自己負担額に対する補助なので、**保険診療については、負担限度額までの補助となります。**

マイナ保険証をご利用の方は事前相談時にご相談ください。

対象経費と補助額

●**不妊検査** 1回ごとの出産における不妊の原因検索を目的とした不妊治療開始日までの検査

自己負担分に対し同一年度において5万円を限度に補助

●**一般不妊治療**

(保険適用の治療・・・タイミング療法、人工授精、薬物療法)

保険診療自己負担分全額補助(負担限度額まで)

●**生殖補助医療**

(回数制限内の保険適用の治療・・・採卵、採精(男性不妊治療)、体外受精、顕微授精、受精卵・胚培養、胚凍結保存、胚移植)

保険診療自己負担分全額補助(負担限度額まで)

●**先進医療** ※先進医療として国告示されている不妊治療関連の技術

(回数制限内の生殖補助医療と併用して実施されたもののみ)

自己負担分に対し、1回の治療につき10万円を上限とし、同一年度に2回を限度に補助



対象条件

●**治療等開始日※から申請日まで婚姻関係にある夫婦であること(事実婚を含む)**

※不妊検査日及び不妊治療開始日(一般不妊治療又は生殖補助医療の治療計画を作成した日)

●**申請対象となる検査及び治療の開始日に、妻の年齢が43歳未満であること**

●**夫婦双方(事実婚含む)が申請対象となる検査及び治療開始日のにおいて1年以上行方市に住所を有していること**

●**夫婦双方(事実婚含む)が申請日から3年以上行方市に定住する意思があること**

●**行方市の市税を滞納していないこと**

申請手続き等

①**限度額適用認定証**の交付を受ける→②市に事前相談(こども課こども家庭センター窓口・電話)をする→③医療機関にて、検査・治療を受ける→④医療機関で不妊治療等医療機関証明書を作成してもらう→⑤市へ申請する(検査・治療が終了した日の属する年度の末日まで)

【限度額適用認定証についての注意】

有効期限にご注意ください。
新しい保険証に差し替えてご使用になる際は、
再度、限度額適用認定証の交付を受けてください。

【お問い合わせ・事前相談先】

こども課こども家庭センター(行方市保健センター内)
〒311-1704 茨城県行方市山田3282番地10
TEL:0291-32-8555(直)

